

# 環境資源工学会会則

(昭和 43 年 10 月 26 日制定 最終改訂 令和 7 年 6 月 21 日)

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は環境資源工学会と称し、事務局を早稲田大学理工学術院校友事務室に置く。

第 2 条 本会は会員相互の交流と親睦、会員と学科との連携を通じて、会員及び母校の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会は第 2 条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 会報の発行
- (2) 会員データの管理
- (3) 環境資源工学に関する講演会、研究会の開催
- (4) 環境資源工学会奨学基金の支援
- (5) その他この会の目的を達成するために必要な事業

第 4 条 本学会則を変更するときは総会の議決を必要とする。

## 第 2 章 会員及び会費

第 5 条 本会の会員を分けて、正会員、特別会員、名誉会員、賛助会員及び学生会員の 5 種とする。

第 6 条 正会員は次の各科卒業生及びこれに準ずる者、並びに環境資源工学科に在籍する教職員とする。

- (1) 早稲田大学理工学部採鉱冶金学科
- (2) " 専門部工科鉱山地質科
- (3) " 第一理工学部鉱山学科
- (4) " 理工学部資源工学科
- (5) " " 環境資源工学科
- (6) " 創造理工学部環境資源工学科
- (7) " 工学研究科鉱山及金属工学専攻（鉱山学専門分野）
- (8) " 理工学研究科資源工学専門分野
- (9) " 理工学研究科地球・環境資源理工学専門分野
- (10) " 創造理工学研究科地球・環境資源理工学専攻

第 7 条 特別会員は第 6 条に含まれる各科に在籍した旧教職員で、役員会において承認を受けた者とする。

第 8 条 名誉会員は本会に特に関係のある者で、会長又は役員会の推薦を受けて、総会で承認を受けた者とする。

第9条 賛助会員は本会の主旨に賛意と協力の意思のある者で、会長の承認を受けた者とする。

第10条 学生会員は早稲田大学創造理工学部環境資源工学科及び創造理工学研究科地球・環境資源理工学専攻に在籍する者とする。

第11条 会員は本会の規約に従い、本会の目的達成のため協力しなければならない。

第12条 会員は当該年度末までに下記の会費を納入しなければならない。

- (1) 年会費を2千円とする。
- (2) 終身会費を2万円とする。
- (3) 正会員のうち環境資源工学科に在籍する教職員、特別会員、及び名誉会員は会費を免除する。
- (4) 学生会員の会費は無料とする。

第13条 会費の納入を怠った会員には、会報の配布、その他連絡通信等を中止することがある。

### 第3章 総 会

第14条 総会は本会の最高意思の決定機関であり、通常総会と臨時総会の2種とする。

第15条 通常総会は毎年1回、臨時総会は次の場合にそれぞれ開催される。

- (1) 会長がその必要を認めた時。
- (2) 役員会の請求があった時。
- (3) 正会員50名以上の請求があった時。

第16条 総会においては次の事項を議決する。

- (1) 会長及び監事の選出
- (2) 会則の変更
- (3) 本会の収支および予算
- (4) その他本会の基本運営方針

### 第4章 役 員 会

第17条 役員会は、会長、副会長、理事、及び監事によって構成され、本会事業計画を立案し、会務を執行する。

### 第5章 役 員

第18条 本会は次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
理 事	12名以内
監 事	2 名以内

第19条 会長は本会を代表し会務を総括する。

2 会長は正会員のうちから総会の決議によって選任する。

3 会長の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、連続した再選は1回までとする。

第20条 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその任務を代行する。

2 副会長のうち1名は環境資源工学科 学科主任とする。

3 副会長のうち1名は正会員の中から会長が委任する。

4 副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続した再任は1回までとする。

第21条 理事は分担して会務を執行する。

2 理事は正会員のうちから会長が委任する。

3 理事の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、連続した再任は5回までとする。

第22条 監事は会長、副会長、及び理事の会務の執行を監査する。

2 監事は正会員のうちから総会の決議によって選任する。

3 監事の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、連続した再選は1回までとする。

第23条 役員の新務は原則としてこれを認めない。

## 第6章 常設委員会

第24条 本会の運営を円滑にするために、常設委員会として、総務委員会、事業委員会、組織委員会、及び広報委員会をおく。

2 各常設委員会委員長は、理事のうちから会長が指名し委嘱する。

3 各常設委員会委員長以外の委員は各常設委員会委員長が指名し会長が委嘱する。

4 各常設委員会委員長及び委員の任期は、委嘱を受けてから1年とし、再任を妨げない。

5 総務委員会は次の会務を行う。

- (1) 役員会等の総務に関すること
- (2) 記録の整理と保管に関すること
- (3) 会費の徴収と現金出納保管に関すること
- (4) 予算及び決算書類の作成に関すること
- (5) 物品の購入と保管に関すること
- (6) 会計帳簿類の整理に関すること
- (7) 環境資源工学会奨学基金に関すること
- (8) その他総務に関すること

6 事業委員会は次の会務を行う。

- (1) 年次総会の企画運営に関すること

- (2) 学科、卒業生との連携による各種事業の企画運営に関する事
  - (3) その他事業の企画運営に関する事
- 7 組織委員会は次の会務を行う。
- (1) 会員拡充に関する事
  - (2) 会員データの追加、修正に関する事
  - (3) その他会員情報に関する事
- 8 広報委員会は次の会務を行う。
- (1) 環境資源工学会会報の編集と発行、配布に関する事
  - (2) 環境資源工学会ホームページの運営に関する事
  - (3) その他会員等への広報伝達活動に関する事

## 第7章 資産及び会計

第25条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入によるものとする。

第26条 本会の資産は役員会の定めるところにより会長が管理する。

第27条 当年の会計については、年度末及び必要に応じて監事の監査を受ける。

第28条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

### 附則

- 1. この改訂会則は、令和7年度通常総会の終結の時より施行する
- 2. 第19条から第22条に定める再選もしくは再任の制限の起点は、平成27年度通常総会の終結の時とする
- 3. 平成27年度通常総会の終結の時の会長、副会長、監事の任期は平成29年度通常総会の終結の時までとする

### 会則改訂履歴

改訂 昭和52年11月24日	改訂 平成12年4月21日
改訂 昭和57年4月28日	改訂 平成15年4月26日
改訂 平成5年4月28日	改訂 平成21年4月25日
改訂 平成10年4月24日	改訂 平成27年6月27日
改訂 令和7年6月21日	